



水と緑の
ふるさとづくり

第24号

発行/平成20年10月16日
長野県木曾広域連合



丸太切り

水源の森 応援隊

木曾川を通じて木曾と交流のある愛知県の119名が9月21日「水源の森 応援隊」として王滝村へ訪れました。参加された方は愛知中部水道企業団管内(豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町)の住民の方と水道工事店組合の方で、当日は雨天により育樹作業はできませんでしたが、丸太切りや間伐材を利用した木工体験をしていただきました。このような交流を通じて、水源地域としての木曾を理解していただけることを期待しています。



ぐるぐるトンボ

協力/王滝村 木曾地方事務所林務課
郡内森林組合および町村

地域高度情報化整備事業竣工式

3年後の地上波テレビ放送デジタル化に対応するため、平成17年度より国や県の支援を受け進めてきた木曾地域のケーブルテレビ網の整備がほぼ終了し、9月28日に事業完了を記念する竣工式が多数の関係者の参加をいただき開催されました。

今後は放送事業を充実するほか、ケーブルテレビ網を利用した高速インターネットサービス及び地域ICT利活用モデル構築事業などネットワークの有効な利用を進めて快適な暮らしを実現し、地域内の交流や地域外への情報発信を進め、木曾地域の活性化を目指します。



CONTENTS

- 平成19年度決算概要 2
- 人事行政の運営等の状況 3
- ケーブルテレビ有料放送 4・5
- 介護保険のお知らせ 6
- 生ごみの分別回収 7
- 住宅用火災警報器 8

看護師等奨学資金貸付制度のお知らせ

木曾圏域の看護師を確保するための奨学金制度が制定されました。平成21年度から郡内住民の子が看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に修学する期間、月5万円以内の奨学金を支給し、卒業後木曾病院、郡内の診療所または坂下病院に3年以上勤務すると、最大で75%償還が免除される制度です。詳しくは福祉環境課までお問い合わせください。

平成19年度決算の概要

8月28日開催の第3回定例会において、平成19年度一般会計・特別会計決算が認定されました。その概要は、以下のとおりです。

一般会計

歳入	決算額(千円)	構成比(%)	歳出	決算額(千円)	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出
分担金及び負担金	2,045,244	80.6	議会費	25,150	1.0	ふるさと市町村圏基金積立
使用料及び手数料	266,075	10.5	総務費	228,993	9.4	(再出資) 55,000
県支出金	7,915	0.3	民生費	254,692	10.5	IP電話導入事業費 6,717
財産収入	4,385	0.2	衛生費	870,450	35.8	公共サイン整備 5,389
寄附金	233	0	農林水産業費	33,775	1.4	広域計画策定事業費 294
繰入金	56,851	2.2	消防費	581,345	23.9	高規格救急自動車整備
繰越金	51,486	2	教育費	90,831	3.7	(南分署) 17,845
諸収入	107,346	4.2	公債費	346,734	14.3	
合計	2,539,535	100	合計	2,431,970	100	新規事業
前年度比較	△54,104	△2.1%	前年度比較	△110,183	△4.3%	在宅当番医負担金 3,538

◆19年度決算額は前年度に比べ、歳入で文化公園改修、ストックヤード建設終了により連合債が皆減。歳出でも前記により、衛生費、教育費の工事請負費が大幅な減となっています。20年度より一般会計に移行する情報事業特別会計の収支額39,460千円を繰り入れました。

木曾寮特別会計

歳入	決算額(千円)	構成比(%)	歳出	決算額(千円)	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出
サービス収入	141,090	67.5	総務費	129,051	64.5	特殊浴槽更新 5,628
県支出金	6	0	サービス事業費	28,390	14.2	エレベーターワイヤー交換
繰入金	64,691	30.9	公債費	42,545	21.3	457
繰越金	3,117	1.5				ホール壁修繕 653
諸収入	266	0.1				
合計	209,170	100	合計	199,986	100	
前年度比較	17,289	9.0%	前年度比較	11,222	5.9%	

◆19年度の利用率は長期入所が98.6%で前年度並み、短期入所は83.7%で6.9ポイント減少しています。

介護保険特別会計

歳入	決算額(千円)	構成比(%)	歳出	決算額(千円)	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出
保険料	483,095	16.1	総務費	82,559	2.8	システム改修委託料 5,282
分担金及び負担金	446,998	14.9	保険給付費	2,676,301	91	
使用料及び手数料	33	0	財政安定化基金拠出金	2,930	0.1	
国庫支出金	707,618	23.5	地域支援事業	65,706	2.2	
支払基金交付金	851,303	28.3	基金積立金	45,322	1.6	
県支出金	402,650	13.4	諸支出金	67,880	2.3	
財産収入	174	0				
繰越金	109,448	3.6				
諸収入	7,727	0.3				
合計	3,009,046	100	合計	2,940,698	100	
前年度比較	174,338	6.2%	前年度比較	215,438	7.9%	

◆要介護認定者数は前年に比べわずかに(-0.4%)減少しているが、サービス受給者数で3.3%、給付費等で7.7%の増額となっています。高齢化の進行により要介護度が上がっているためと思われます。

情報事業特別会計

歳入	決算額(千円)	構成比(%)	歳出	決算額(千円)	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出
分担金及び負担金	356,442	34.7	総務費	5,156	0.6	繰越事業
使用料及び手数料	131,569	12.8	情報事業費	252,224	26.7	高度情報化整備事業 105,153
国庫支出金	94,885	9.2	施設整備費	686,718	72.7	周辺整備事業 162,019
県支出金	22,553	2.2				19年度事業
繰入金	39,663	3.9				高度情報化整備事業 373,905
繰越金	314,190	30.6				周辺整備事業 25,850
諸収入	67,291	6.6				その他工事 13,650
合計	1,026,593	100	合計	944,098	100	
前年度比較	△2,313,898	△69.3	前年度比較	△2,082,203	△68.8	

◆ケーブルテレビ網整備の3年目にあたり、情報化整備事業、周辺整備事業、その他工事18件を行い整備を進めてきました。このうち5件(事業費82,495千円)を20年度へ繰り越しています。

木曾広域連合平成19年度人事行政の運営等の状況

地方公務員法及び木曾広域連合の条例の規定により次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成19年度中の退職者	3名
平成19年度中の採用者	1名

(2) 職員の状況

区 分	平成19年4月1日現在職員数			平成19年度末職員数
		うち採用者	うち退職者	
連 合 長 部 局	68人	1人	1人	67人
消 防 本 部	64人	-	2人	62人
議 会 事 務 局	2人	-	-	2人
計	134人	1人	3人	131人

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成19年度決算)

圏 域 内 人 口 (平成20年3月)	32,519人
歳 出 総 額	65億1,675万円
人 件 費(※)	10億8,262万円
人 件 費 率	16.6%

(2) 職員給与費の状況(平成19年度決算)

給 料	5億273万円
職 員 手 当	1億9,735万円
期 末 勤 勉 手 当	2億812万円
計	9億820万円

※人件費には、議会議員及び非常勤特別職の報酬、職員の給与、退職手当組合負担金などが含まれています。

(3) 初任給基準(一般行政職)

区 分	木曾広域連合		国	
	級号俸	月 額	級号俸	月 額
大 学 卒	1-25	172,200円	1-25	172,200円
高 校 卒	1-5	140,100円	1-5	140,100円

(4) 平均年齢、平均給与月額及び平均経験年数

平 均 年 齢	43歳4ヶ月
平 均 給 与 月 額	385,394円
平 均 経 験 年 数	16年0ヶ月

3. 職員の勤務時間その他勤務条件に関する状況

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1 週 間 の 勤 務 時 間	勤 務 時 間 の 割 振 り				
	始 業	終 業	休 息 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
40時間	8時30分	17時30分	なし	12時～13時	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成19年)

総給付日数	総取得日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数
5,241日	1,501日	132人	11.4日

(3) 休暇等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容	区 分	内 容
年 次 有 給 休 暇	年20日 20日以内の残日数を繰越	特 別 休 暇 (その他のもの)	・産前産後 各8週間 ・育児休暇 生後満1年に達しない乳児を育てる場合 1日2回 ・妻の出産休暇 2日 ・ボランティア 年5日 その他骨髄移植のための休暇など
療 養 休 暇	負傷または疾病90日以内		
忌 引	配偶者、父母=7日、子=5日、 祖父母=3日 他		
結 婚 の 休 暇	連続する5日以内		
夏 季 休 暇	7月から10月の4日間		

(4) 育児休業及び介護休暇等の取得状況 ア 育児休業 2人(女性職員) イ 介護休暇 なし

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成19年度)

(1) 分限処分 なし (2) 懲戒処分 なし

5. 職員研修の状況(平成19年度)

研 修 区 分	受 講 者 数	研 修 内 容
研 修 所 研 修	3人	長野県市町村職員研修センター等における研修
専 門 研 修	消防 16人 その他 0人	専門知識及び技術などの習得のための研修

6. 職員の福祉及び利益の保護状況

○ 福利厚生関係(平成19年度)

区 分	受 診 者 数	内 容 等
健 康 診 断	29人	年1回(臨時職員含む)夜勤者は年2回
人 間 ド ッ ク	99人	30歳以上

7. 公平委員会に係る業務の状況

勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てについては該当なし

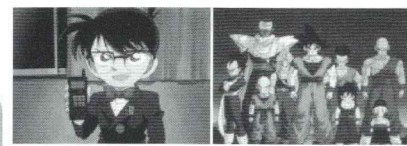
もっと快適に
もっと便利に

木曾広域有料番組サービス加入受付開始のご案内

サービスの内容

有料番組サービスは、CS放送をケーブルテレビ専用の受信機(STB)※を使って視聴していただくサービスです。映画・アニメ・国内外ドラマ・ドキュメンタリー・スポーツなど専門多チャンネルが魅力の新サービスです。

※受信機(STB)とはSet Top Boxの略称です。地上デジタル放送 BSデジタル放送 CSチャンネルを1台で視聴できるCATV用デジタルチューナーをSTBと呼んでいます。この1台で地上デジタル放送・BSデジタル放送・CS放送をご覧いただけます。



お申し込みなど…

《お問合せ先》木曾広域連合木曾広域情報センター **21-2212

有料番組放送をお楽しみいただくには、別途加入申し込み手続きが必要となります。申込用紙は役場に用意してありますので、必要事項をご記入のうえ提出してください。

有料番組の視聴にはSTBが必ず必要となります。下のSTBラインナップからご希望の機種を選択していただき、レンタルまたはご購入してご利用頂きます。

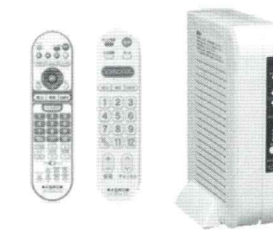
STBは、地上デジタル放送、BSデジタル放送を視聴する目的だけでもご利用いただけます。また、STBの設置には別途工事費用5,250円が必要となります。

有料番組放送チャンネルラインナップ

月額	CH番号	チャンネル名	CH番号	チャンネル名	月額(円)	CH番号	チャンネル名
ベーシックプラン全40チャンネル3,150円	720	グルメ旅★FoodiesTV	759	ザ・シネマ	1,050	721	フジテレビ 721
	722	旅/MONDO21チャンネル	765	TBSチャンネル		739	フジテレビ 739
	724	囲碁・将棋チャンネル	766	テレ朝チャンネル		733	J SPORTS PLUS
	725	Lala TV 韓流ドラマ等	767	日テレプラス&サイエンス	1,365	740	FIGHTING TV サムライ
	726	ディズニーチャンネル	768	ホームドラマチャンネル	1,890	760	スターチャンネル
	727	トゥーン・ディズニー	770	スペースシャワーTV		761	スターチャンネルプラス
	730	J SPORTS ESPN	772	MTV 洋楽番組		762	スターチャンネルクラシック
	731	J SPORTS 1	773	MUSIC ON! TV	1,890	763	衛星劇場
	732	J SPORTS 2	774	歌謡ポップスチャンネル	1,575	764	東映チャンネル
	735	GAORA スポーツ等	781	キッズステーション	1,260	810	グリーンチャンネル1
	737	ゴルフネットワーク	782	アニマックス		811	グリーンチャンネル2
	741	釣りビジョン(海、溪流)	790	日経CNBC 経済チャンネル		945	812
	750	チャンネルNECO 日本映画	791	BBCワールド	2,415	191	デジタルWOWOW
	751	ファミリー劇場	792	CNNj CNNニュース番組		193	
	752	日本映画専門チャンネル	794	TBSニュースバード			
753	時代劇専門チャンネル	795	朝日ニュースター	PPV (番組毎別料金で購入)	150	パワープラッツ	
754	FOX 海外ドラマ等	796	ディスカバリーチャンネル		161	スカチャン161	
755	Super! drama TV 海外ドラマ	797	アニマルプラネット		162	スカチャン162	
756	ムービープラス 洋画など	798	ヒストリーチャンネル		171	スカチャン171	
757	AXN 海外ドラマ等	799	NATIONAL GEOGRAPHIC CHANNEL		176	スカチャン176	

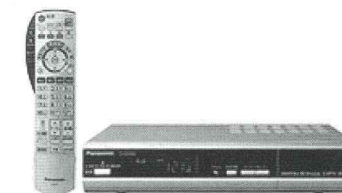
STB(セットトップボックス)のラインナップ

①標準セットトップボックス



レンタル料金は月額です。
 ■レンタル料金 450円
 ■購入の場合 27,100円
 主な仕様
 ・D1~D4端子 1系統
 ・ピンジャック端子 2系統
 ・標準リモコン、簡単リモコン

②高機能セットトップボックス



レンタル料金は月額です。
 ■レンタル料金 700円
 ■購入の場合 35,500円
 主な仕様
 ・D1~D4端子 1系統
 ・ピンジャック端子 2系統
 ・S1/S2端子 2系統
 ・HDMI端子
 ・iLink、光デジタル音声出力
 LAN端子、標準リモコン

③高機能HDD内蔵セットトップボックス



レンタル料金は月額です。
 ■レンタル料金 1,420円
 ■購入の場合 72,700円
 主な仕様
 ・D1~D4端子 1系統
 ・ピンジャック端子 2系統
 ・S1/S2端子 2系統
 ・HDMI端子
 ・iLink、光デジタル音声出力
 LAN端子、標準リモコン
 ・ハードディスク250GB内蔵

ケーブルテレビ...
 のある豊かな暮らし

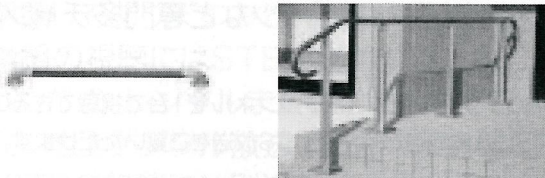
～ 介護保険のお知らせ～

介護サービスに住宅改修費や福祉用具購入費を支給する制度があるのをご存知ですか？
 (対象となる方は、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方です)

住宅改修費

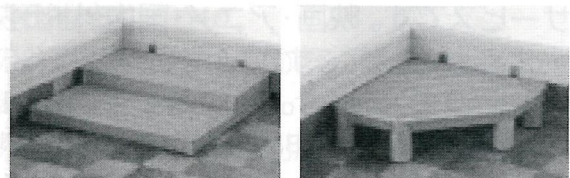
住宅改修費として20万円の限度額内で給付され、うち1割は自己負担額となります。該当にならない場合もあり、着工前に**各町村地域包括支援センター**または**介護支援専門員に必ず相談して下さい**。対象となる工事は、下記のとおりです。

①手すりの取付け



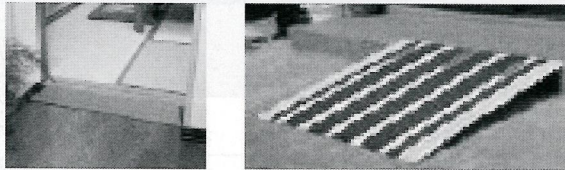
廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの(転倒予防、移動・移乗動作に資するもの)

②段差の解消



居室、廊下、便所、浴室、玄関等の床の段差を解消するもの

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更



例:居室(畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更)
 通路面(滑りにくい舗装材への変更)通路面へのスロープなど

④洋式便器等への取替え



一般的には、和式便器から洋式便器への取替え。非水洗和式便器から水洗洋式便器に取替える場合、水洗化の工事の部分は除く

⑤引き戸等への扉の取替え

扉全体の変更(開き戸を引き戸、折戸等へ取替える)、ドアノブの変更、戸車の設置など



⑥その他(①～⑤の改修に付帯して必要となる改修)

申請に必要なもの

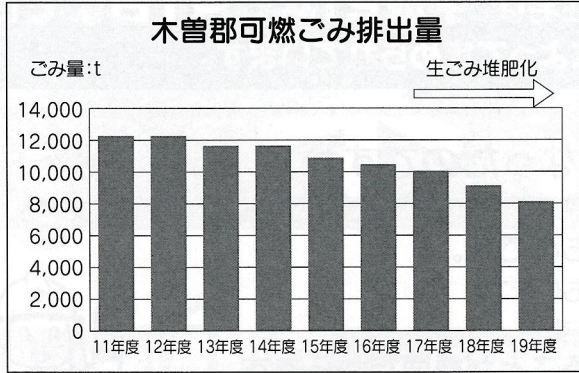
- ▼住宅改修を必要とする理由書 ▼住宅改修に関する承諾書 ▼住宅改修費の領収書 ▼工事費積算書
 - ▼本人の印鑑 ▼振込先の預金通帳番号 ▼日付の入った改修前・改修後の写真、図面など
- なお、新增築や下水道・水道工事に伴う改修工事については対象外です。

福祉用具購入費

福祉用具購入費として同一年度10万円の限度額内(原則は同一年度で1種目1回のみ)で給付され、うち1割は自己負担となります。購入の際には**必ず介護支援専門員に相談して下さい**。対象となる用具は、下記のとおりです。

腰掛便座 	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の上において腰掛け式に変換するもの ・洋式便器の上において高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・ポータブルトイレ(居室において利用可能であるもの)
特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・尿が自動的に吸引されるもので介護者が容易に使用できるもの
入浴補助用具 	<p>入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワーイス、浴槽内イス、手すり、すのこ、入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの)
簡易浴槽	<p>空気式又は折り畳み式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>
移動用リフトのつり具の部分	

木曾の環境を守るため、 生ごみの分別回収、 ごみのポイ捨て禁止にご協力ください！



当広域連合の「循環型地域づくり推進懇談会」の提言により、「循環型地域づくり」の一環として「生ごみリサイクル」が平成17年度から始まっています。平成19年度には木曾郡内全体で881トンの生ごみが処理され、堆肥に生まれ変わりました。それにより可燃ごみは前年比で904トンも減少しました。これは木曾のごみ全体の約1割にあたります。皆様のご努力により木曾は環境にやさしい資源循環型の地域に変わってきています。今後とも、ごみの分別、生ごみや他のリサイクル品の分別に、ご理解とご協力をお願いします。

生ごみリサイクルが始まっています。

生ごみの分別徹底をお願いします。

収集された生ごみの中にはビニール類、アルミ箔、新聞紙等、生ごみ以外のごみが、まだまだたくさん混ざっています。堆肥化業者は、そのような物を取り除いていますが、生ごみ以外のものが多く困っています。資源の、より良い循環のために分別の徹底をお願いします。

生ごみ指定袋を改良しました。

水を大量に含んだ生ごみは悪臭や腐敗の原因になり、水の分だけ重くなるので処理費用も高くなっています。皆さんの中には水切り容器を購入して水切りをして下さっている方も多くおられますが、今までの袋は開口部が小さく、生ごみを移しにくいのご意見を多くいただきました。そこで移しやすくなるように今年度より開口部の大きな袋に改良しました。順次切り替わっていきますのでご活用ください。水切りを徹底して減量化にご協力をお願いします。

【生ごみ袋の取扱】

生ごみ指定袋は微生物によって分解される袋です。取扱いにご注意ください。

1. 袋は冷暗所で保管し、湿気を避けてください。

2. 袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。

3. 一袋に入れられる量は4kgまでです。入れすぎると底が抜けてしまいます。しっかりと水切りし4kg以内で入れてください。

※生ごみリサイクルは実施されていない地域もあります。実施されていない地域では、従来のごみの分別に従ってください。

ごみのポイ捨て等を禁止する条例が郡内全町村で制定されました。

これまで条例が制定されていた南木曾町と大桑村に加えて、木曾町、上松町、木祖村、王滝村の4町村でも今年四月、「ごみのポイ捨て等を禁止する条例」が制定され、10月から罰則が適用になりました。これにより、郡内でごみをポイ捨て・不法投棄等をする、国の法律に重ねて、町村からも過料等の罰が科せられます。各町村・各団体で不法投棄・ポイ捨て等を禁止する活動が行われ、当広域連合でも木曾かめ君を運行し、国道上でのポイ捨て抑制パトロールを行っています。美しい木曾の環境を守るため、ごみのポイ捨て禁止・不法投棄防止にご協力をお願いします。

木曾広域連合一次救急医療事業について

一次救急医療（初期救急医療）は、緊急な場合で入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な救急患者さんへの対応機関です。救急以外は平日にお願いします。木曾広域連合事業実施については次のとおりです。

休日及び休日夜間の一次救急医療	休日一次救急医療事業	休日一次救急歯科医療事業
<p>長野県立木曾病院のご協力を頂き、休日及び休日夜間の一次救急医療事業を木曾広域連合事業とし、信州大学医師の派遣により実施しています。</p> <p>休日及び休日夜間の一次救急医療が必要になった場合は、県立木曾病院へまず電話確認をお願いします。</p> <p>県立木曾病院電話番号 0264-22-2703</p>	<p>木曾医師会の協力を得て在宅当番医事業を実施しております。</p> <p>●実施日時 日曜、祝祭日、 年末年始 9時～17時</p> <p>●当番医師、電話番号については各新聞の緊急医欄をご確認ください。</p>	<p>木曾郡歯科医師会の協力を得て在宅当番医事業を実施しております。</p> <p>●実施日時 日曜、祝祭日、 年末年始 9時～11時</p>

じゅうたくよう かざい けいほうき
「住宅用火災警報器」は取付けましたか？

消防法が改正され、「住宅用火災警報器」の取り付けが義務となりました

◆平成18年5月31日より前に建てられた住宅は、平成21年6月1日までに
 取付けるよう、木曾広域連合火災予防条例によって定められています。

● どうして住宅用火災警報器が必要になったのですか？

火災による死者の約90%が住宅火災によるものです。
 死者数は年々増加しており、65歳以上の方が約60%もいます。
 また、死亡原因の約70%は逃げ遅れによるものなのです。
 このようなことから、発生した火災を早く発見することが重要だからです。
 すでに、実際の火災で効果があった事例もありますよ。



● 住宅用火災警報器は、どこに取り付けるのですか？

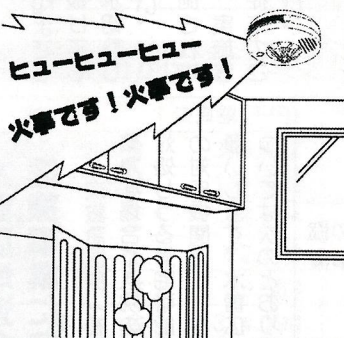
寝室と階段室(義務)に取り付けましょう。
 居間や台所は、義務ではありませんが、取り付けておけば安心ですね。
 住宅用火災警報器は、天井や壁にご自分で取り付けることができます。
 取り付け方法などは、機器の取扱説明書をお読みください。



このマークの
 付いている製品
 なら安心です。

住宅用火災警報器は、建築士会、ホームセンター、ガス販売店、
 電気店、防災設備会社などで販売しています。
 火災警報器の種類には、機能などにより様々なタイプがあります。
 価格も(2千円～1万円程度)各種のものがありますので、詳しくは
 お店の方などに相談してください。

**消防署では商品の斡旋や販売はしません。
 悪質な訪問販売等にはくれぐれもご用心ください。**



お問い合わせは、

お住まいの各町村役場(支所)
 または、木曾消防署22-0119
 北分署36-3119
 南分署57-3119
 までお気軽にどうぞ!



●本誌に関するお問い合わせは木曾広域連合まで

〒399-6101 長野県木曾郡木曾町日義4898-37 TEL.0264-23-1050 FAX.0264-23-1052
 ホームページ <http://kisoji.com/kisokoiki/> E-mail soumu@kisoji.com

●木曾広域連合構成団体《木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村》